

5 精神保健医療福祉施策の推進に ついて

(1)自治体による退院後支援等について

H29.9
廃案

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要】

改正の趣旨

- 医療の役割を明確にすること－医療の役割は、治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。
- 精神疾患の患者に対する医療の充実を図ること－措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。
- 精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止－指定医に関する制度の見直しを行う。

改正の概要

改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化

国及び地方公共団体の義務として、精神障害者に対する医療は病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮すべきことを明記する。

2. 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備

措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けることができるよう、以下のような退院後支援の仕組みを整備する。

- (1) 措置を行った都道府県・政令市が、患者の措置入院中から、通院先の医療機関等と協議の上、退院後支援計画を作成することとする。(患者の帰住先の保健所設置自治体が別にある場合は、当該自治体と共同して作成)
- (2) 退院後は、患者の帰住先の保健所設置自治体が、退院後支援計画に基づき相談指導を行うこととする。
- (3) 退院後支援計画の対象者が計画の期間中に他の自治体に居住地を移転した場合、移転元の自治体から移転先の自治体に対して、退院後支援計画の内容等を通知することとする。
- (4) 措置入院先病院は、患者等からの退院後の生活環境の相談に応じる「退院後生活環境相談員」を選任することとする。

3. 精神障害者支援地域協議会の設置

保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、精神障害者支援地域協議会を設置し、(1)精神科医療の役割も含め、精神障害者の支援体制に関して関係行政機関等と協議するとともに、(2)退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整を行う。

4. 精神保健指定医制度の見直し

指定医の指定の不正取得の再発防止を図り、その資質を担保するため、指定医の指定・更新要件の見直しや、申請者が精神科医療の実務を行うに当たり指導する指導医の役割の明確化等を行う。

5. 医療保護入院の入院手続等の見直し

患者の家族等がいけない場合等に加え、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可とする等、適切な医療の提供を確保する。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(1. については公布の日)

【自治体による退院後支援のガイドライン等について】

- 入院した精神障害者のうち、自治体を中心となって退院後の医療等の支援を行うことが必要であると認められる者について、各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的な支援を進められるよう、現行の精神保健福祉法に基づく退院後支援のガイドラインを年度内にお示しすることを検討中。

- また、措置入院の運用が適切に行われるよう、警察官通報数、通報後に措置診察、措置入院となる割合に大きな地域差があることを踏まえ、精神保健福祉法上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした、措置入院の運用に関するガイドラインも年度内にお示しすることを検討中。

- 各地方自治体におかれては、既に今年度から退院後支援計画の作成等に要する経費に地方交付税措置が行われていることも踏まえ、来年度以降、その体制を整備しながら、これらのガイドラインを踏まえて可能な範囲で積極的に取組を実施していただきたい。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしている。
- 具体的には、
 - ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、
 - ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末・平成36年度末の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を明確にした上で、障害福祉計画等に基づき基盤整備を推し進めることとしている。
- 平成30年度からの障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画、医療計画に基づき、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を計画的に推し進められるように、平成30年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業」等の事業を活用し、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。

※平成29年度実績

【構築推進事業 申請 14 自治体】

<都道府県>

埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、兵庫県、徳島県
香川県、鹿児島県

<政令市>

千葉市、新潟市、京都市、神戸市、大阪市

【構築支援事業 参加 13 自治体】

<都道府県>

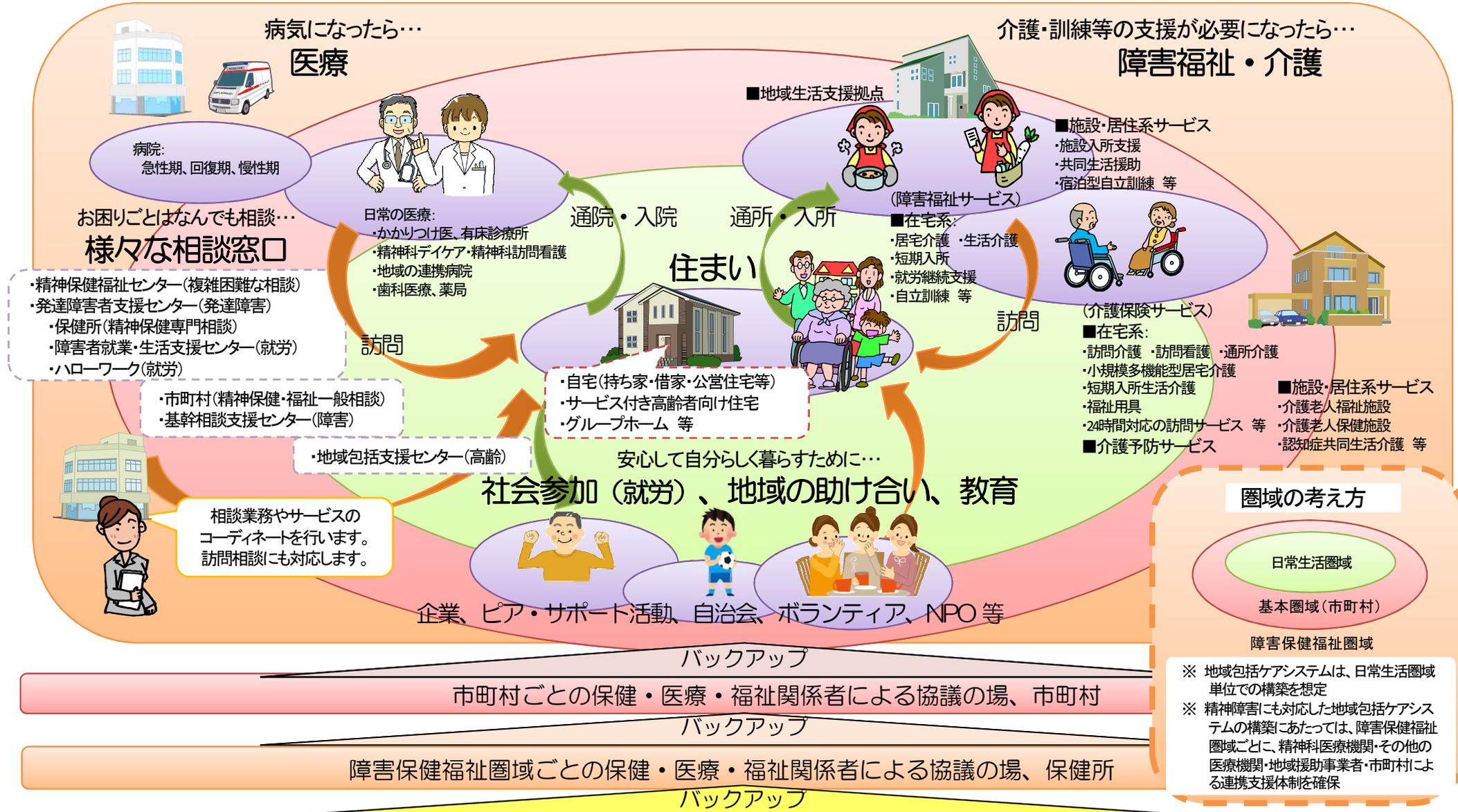
栃木県、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、奈良県、徳島県
香川県、鹿児島県

<政令市>

千葉市、横浜市、川崎市、浜松市

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



※ 地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定

※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとに、精神科医療機関・その他の医療機関・地域援助事業者・市町村による連携支援体制を確保

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成30年度予算案：515,642千円（平成29年度予算：192,893千円 ※精神障害者地域移行・地域定着支援事業費）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

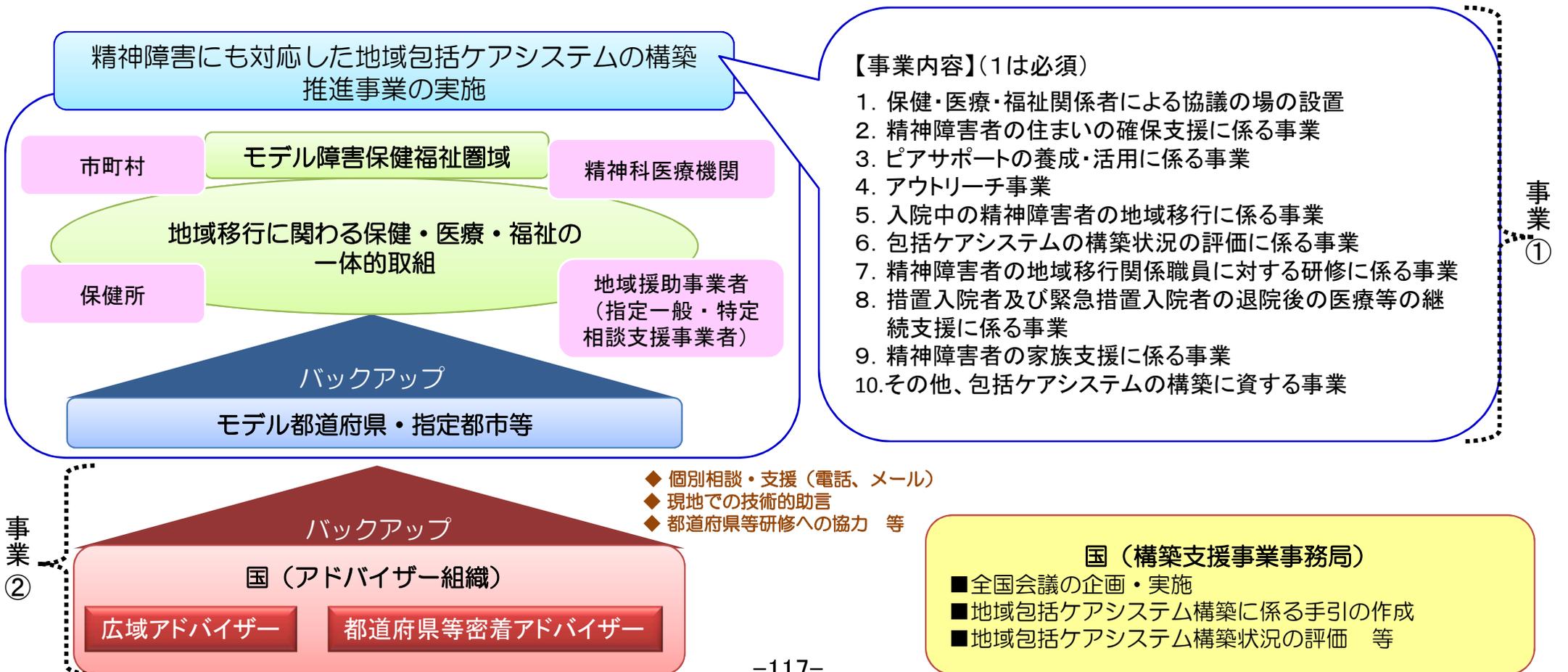
平成30年度予算案：39,405千円（平成29年度予算：37,500千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②…国において地域移行に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置し、ノウハウの共有化を図る。都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。



新たなアウトリーチ支援に係る事業の創設(平成30年度～)

既存の地域生活支援事業(広域調整等事業)の中で実施するアウトリーチ事業に加えて、新たに地域生活支援促進事業(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)の中で、地域の実情に応じて柔軟に実施することができるアウトリーチ支援に係る事業のメニューを追加。

アウトリーチ支援に係る事業の全体像

地域生活支援事業 広域調整等事業「アウトリーチ事業」

都道府県地域生活支援事業 必須事業
(障害者総合支援法 第78条)

【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区
(H30年度～:指定都市、保健所設置市、特別区を追加)

【支援対象者】統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、気分障害、認知症による
周辺症状がある者及びその疑いのある者及びその家族等で、以下のいずれかに該当する者
・精神障害が疑われる未受診者・ひきこもりの精神障害者(疑い例含む)
・保健所等の行政機関を含めて検討した結果、選定した以下の者
(医療中断、服薬中断、入退院を頻繁に繰り返す者、長期入院後の退院者)

【人員配置】
いずれか1名以上配置:保健師・看護師・PSW・OT
望ましい配置職種:臨床心理技術者・相談支援専門員・ピアサポーター
【実施要件等】
○原則24時間365日の相談支援体制
○専用事務室
○1日1回のミーティング、週1回ケース・カンファレンス
○支援内容の報告(都道府県に月毎に報告)
○アウトリーチ事業評価検討委員会による評価・検証
○保健所以外の機関の実施の場合、保健所保健師の同行訪問 等

支援体制の強化、専門性の向上

人材育成、関係機関の連携強化、ノウハウ蓄積 等

新事業を活用し、各地域で、アウトリーチ支援実施に関する地域の基盤を整備

新事業の創設

地域生活支援促進事業
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

新 アウトリーチ支援に係る事業

人員配置、実施要件等
地域の実情に応じた柔軟な対応が可能

【実施主体】

都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【支援対象者】

精神障害者(疑いの者も含む)及びその家族等で、
アウトリーチ支援が有効であると、自治体が判断した者

【人員配置】

多職種による支援が行える体制

※精神科医師と十分に連携の図れる体制をとること



【実施要件等】

実施自治体、アウトリーチ支援実施者
によるケース・カンファレンスの実施等



(3) 依存症対策について

○ アルコール、薬物、ギャンブル等依存症対策については、
現在、

- ① 依存症対策の全国拠点機関の設置、
- ② 都道府県・指定都市への依存症専門医療機関の選定及び相談拠点の設置、
- ③ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援

などに取り組んで頂いているが、特に依存症専門医療機関の選定及び相談拠点の設置について年度内に全都道府県・指定都市において選定済・設置済となるよう、願います。

○ 依存症対策については、

- ① 平成28年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR推進法)の成立・施行を契機とし、ギャンブル等依存症を含む依存症全般に関する施策の充実の必要性について、社会的・国民的関心が高まるとともに、
- ② 依存症対策推進に向けた計画や強化方針が示されていること

(主な背景)

- ・平成28年5月 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定
- ・平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」のギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定
- ・平成29年12月 再犯防止推進計画の策定

などを踏まえ、厚生労働省でも、依存症対策のさらなる推進に向けた取組の強化を図っていく。

依存症対策について

- 具体的に、平成30年度依存症対策予算案では、
 - ① 全国拠点機関事業において、依存症医療・支援体制及び情報発信機能の強化、
 - ② 依存症対策総合支援事業(地方自治体向け補助金)において、地域の依存症治療拠点機関で、受診後の患者支援に関するモデル事業、
 - ③ 広く一般国民を対象に依存症を正しく理解するための普及啓発の充実、
 - ④ 依存症の実態を解明するための調査、
 - ⑤ 依存症患者・家族を対象に全国規模で支援に取り組む自助グループ等民間団体への活動支援、
 - ⑥ 地域生活支援促進事業(地方自治体向け補助金)を活用した、依存症患者・家族を対象に地域で支援に取り組む自助グループ等民間団体への活動支援等を盛り込んでいる。

- また、平成30年度において、依存症対策の更なる推進を図るため、精神・障害保健課に新たに「依存症対策推進室」を設置し、体制の強化を図る予定である。

- 各都道府県・指定都市におかれては、平成30年度において、地方自治体向け補助金を積極的に活用頂き、地域での医療・相談支援体制の強化、人材の養成・確保、地域で活動する自助グループ等民間団体への活動支援、関係機関との連携強化など、引き続き地域における依存症対策の推進に向けた積極的な取組をお願いしたい。

依存症対策の推進に係る平成30年度予算案

29年度予算額 5.3億円 → 30年度予算案 6.1億円 (+0.8億円)
+地域生活支援事業等488億円の内数 +地域生活支援事業等493億円の内数

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備 60百万円 → 69百万円

アルコール・薬物・ギャンブル等の『依存症対策全国拠点機関』において、地域における指導者の養成等や依存症の情報提供機能の強化を図り、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

地域における依存症の支援体制の整備 464百万円 → 520百万円
+地域生活支援事業等488億円の内数 +地域生活支援事業等493億円の内数

依存症者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援が受けられるよう、都道府県等の人材養成や医療体制・相談体制の整備及び民間団体の支援を推進するとともに、受診後の患者支援に関するモデル事業を実施する。また、依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施するとともに、依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

(主な取組内容)

- ・ 専門医療機関や治療拠点機関の選定、相談拠点の相談員の配置、受診後の患者支援、人材育成
- ・ 地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の活動支援
- ・ 依存症者や家族の地域での現状や課題を明らかにするための各依存症ごとの実態調査
- ・ 依存症者や家族を治療や支援につなげるためのイベントや広告等による普及啓発

依存症民間団体支援 0百万円 → 18百万円

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を行う。

6 障害者差別解消法について

(1) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、その取組状況の収集を行っている。各地方自治体におかれても、合理的配慮の提供を行うとともに、障害者差別解消法の意義や趣旨などが社会全体に一層浸透していくよう、努めていただきたい。

内閣府「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」(平成29年11月)より抜粋

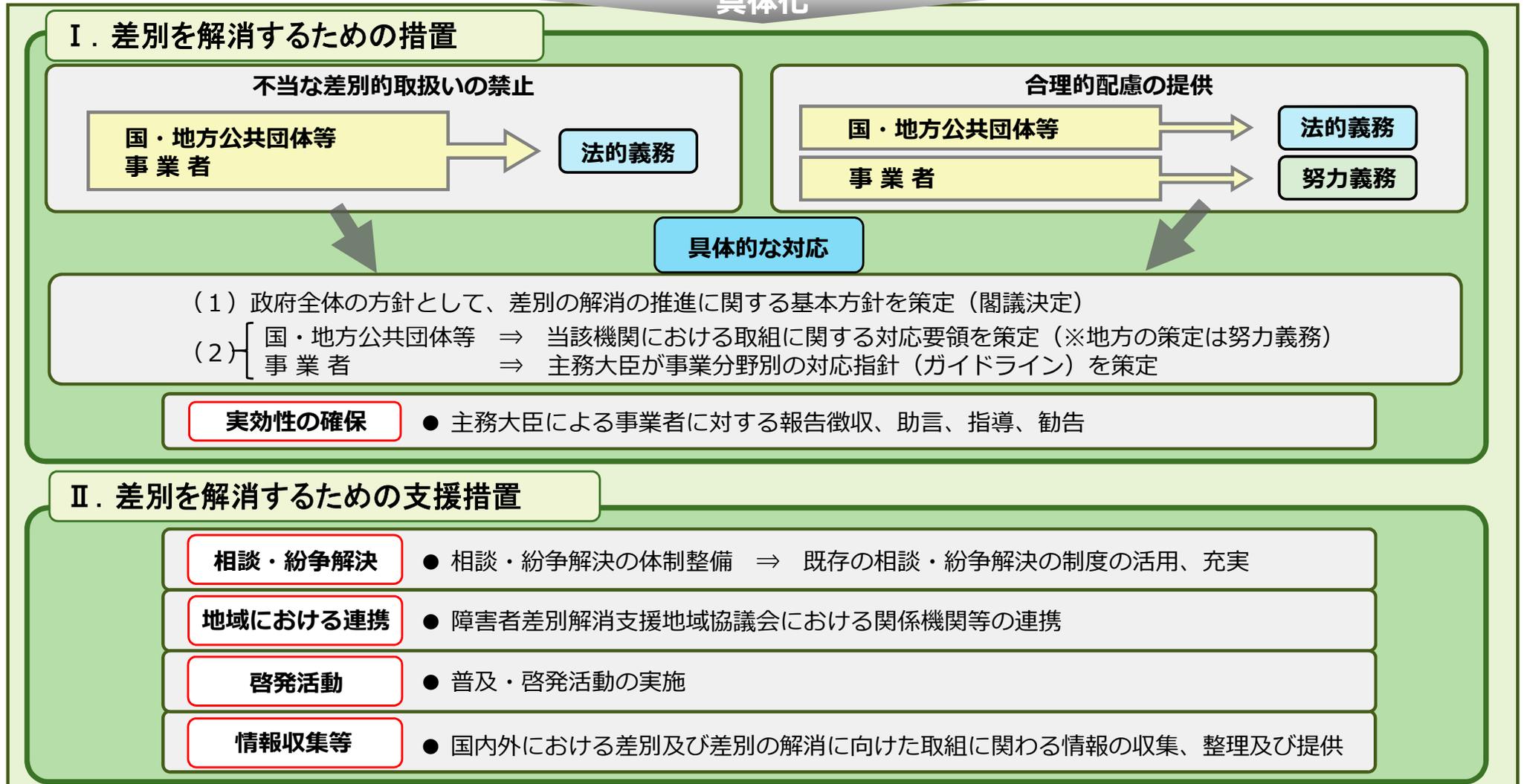
生活場面例	障害者からの合理的配慮提供の申出等	合理的配慮の提供内容
雇用・就業	【視覚障害者】研修を受ける場合に、通常の内容では受講が難しいことがある。例えば、パソコンスキルであれば、画面の読み上げソフトの使用を前提にしていない研修を受けても理解が困難。	視覚障害者向けの研修を受けられるよう配慮した。また、必要に応じて公共職業訓練(在職者訓練など)を活用することとした。
雇用・就業	【視覚障害者】職場のミーティングにおいて、途中で参加者の出入りがあると把握できない。	ミーティングを始めるときに今回の参加者を伝えるとともに、途中で出入りする者は「〇〇参加します/退席します」と声に出して知らせるようにした。また、ミーティング中に発言するときも毎回名乗ってから発言するようにした。
サービス	【視覚障害者】駐車場から店舗までの通路にある点字ブロック上に、他のお客の自転車が置かれており立ち往生してしまった。	店舗まで店員が案内するとともに、点字ブロック上の自転車は駐輪場へ移動させた。
雇用・就業	【聴覚・言語障害者】補聴器を使っているが、業務連絡の放送が聞き取りにくく、放送自体に気づかないこともある。	対応が必要と思われる業務連絡の場合には、同僚が確認の声かけを行うようにした。また、業務連絡を電子メールでも行うこととした。
雇用・就業	【聴覚・言語障害者】多人数の参加者がいる会議では、難聴により誰が発言しているのか区別しづらく、会議の流れが分からなくなってしまう。	複数の発言が交錯しないように一人ずつ発言することとし、発言前にはその都度手を挙げて名乗るようにした。
サービス	【聴覚・言語障害者】病院の待合室で診察順を待っているとき、呼び込まれても分からない。	通常は診察室から次の受診者の名前を呼んでいるが、待合室の座席まで呼びに行くようにした。
サービス	【聴覚・言語障害者】イベント開催時に手話通訳者が配置されていたが、会場が薄暗くて手話がよく見えない。	スポットライトを調整し、手話通訳者の立ち位置が明るくなるようにした。

生活場面例	障害者からの合理的配慮提供の申出等	合理的配慮の提供内容
行政	【盲ろう者】通訳・介助者を同行して会議に出席したが、通訳・介助者については、座席が決まっておらず、配付資料も準備されていなかった。	盲ろう者と意思疎通しやすい位置に、通訳・介助者の座席と配付資料を準備するようにした。
雇用・就業	【盲ろう者】就職試験において、筆記が困難なためパソコンを使用させてほしい。	受験者の障害に対応しているパソコンの持込みを認め、電子データを用いて出題・解答を行った。
サービス	【盲ろう者】聴覚障害者向けのイベントに参加したところ舞台上のスクリーンに要約筆記が表示されていたが、弱視でもあるのでスクリーン上の文字を読み取りづらい。	本人が所持していたパソコンと要約筆記者のパソコンをつなぎ、手元のモニターにも要約筆記が表示されるようにした。
雇用・就業	【肢体不自由】満員電車での通勤が困難だ。	オフピーク通勤や在宅勤務を活用し、満員電車の時間帯を避けて通勤できるようにした。
サービス	【肢体不自由】申込書類に自分で記入することができず、同行者もないので、店員に代筆してほしい。	十分に本人の意向を確認した上で、店員が代筆による記入を行った。この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように、複数の店員が立ち会った。
サービス	【知的障害者】初めて行く歯科医院だと、極度に施術を怖がってしまう。	事前に相談があったので、施術室の椅子に座って歯磨きの仕方に関する話をするなど、施術をしないで場に慣れるだけの機会を設けた。
行政	【精神障害者】大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。	別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。
災害	【発達障害者】長時間並んで待つのが苦手であったことから、避難所で配給の列に並べず、お弁当をもらうことができなかった。	障害者・乳幼児・高齢者など、長時間並ぶことが困難な人を対象に、別途配給するようにした。
雇用・就業	【内部障害者】日によって体調が変動するので、一律に定められている就業時間・休憩時間では、業務を行うことが難しい日がある。	体調不良の日には、就業時間内でも休憩室を利用できることとした。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



障害保健福祉部 施策照会先一覧 (厚生労働省代表 03-5253-1111)

施策事項 [資料頁]	所管課室	担当係	担当者	内線
1 平成30年度障害保健福祉部関係予算案について				
平成30年度障害保健福祉部関係予算案について [3頁]	企画課	経理係	松山	3015
2 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について				
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について [9頁]	障害福祉課	評価・基準係	北村	3036
3 障害者総合支援法等について				
(1)障害者総合支援法の施行について [29頁]	企画課	企画法令係	石原	3017
(2)補装具費支給制度について(借受けの導入、基準告示の改定等) [32頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	今釜	3071
(3)障害福祉サービス等の情報公表制度について [35頁]	障害福祉課	評価・基準係	北村	3036
(4)地方分権について [41頁]	企画課	企画法令係	石原	3017
(5)寡婦控除のみなし適用等について [47頁]	企画課	企画法令係	石原	3017
(6)障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて [48頁]	企画課	人材養成・障害認定係	小板橋	3029
(7)視覚障害の認定基準の見直しについて [54頁]				
(8)国保連における審査支払事務の見直しについて [57頁]	企画課	給付管理係	鈴木	3009
4 障害者の地域生活における基盤整備の推進について				
(1)障害者総合福祉推進事業の拡充について(案) [61頁]	企画課	自治体支援係	椿山	3007
(2)地域生活支援事業等について [62頁]	自立支援振興室	地域生活支援係	高村	3075
(3)平成30年度予算案における社会福祉施設等施設整備費について [64頁]	障害福祉課	福祉財政係	平山	3035
(4)障害者の就労支援について [66頁]	障害福祉課	就労支援係	服部	3044
(5)相談支援の充実等について [84頁]	地域生活支援推進室	相談支援係	木下	3149
(6)障害者虐待の未然防止・早期発見等について [91頁]	地域生活支援推進室	虐待防止対策係	木下	3149
(7)発達障害支援施策の推進について [100頁]	障害児・発達障害者支援室	発達障害者支援係	当新	3038
(8)障害者の芸術文化活動に対する支援について [104頁]	自立支援振興室	社会参加支援係	今釜	3071
(9)障害者自立支援機器等の開発促進について [108頁]				
5 精神保健医療福祉施策の推進について				
(1)自治体による退院後支援等について [113頁]	精神・障害保健課	企画法令係	浅沼	3055
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について [115頁]	精神・障害保健課	地域精神医療係	瀬戸	3087
(3)依存症対策について [119頁]	心の健康支援室	障害保健係	岡本	3100
6 障害者差別解消法について				
障害者差別解消法について [125頁]	企画課	企画法令係	石原	3017